

ハンセン病療養所職員の複層性に関する一考察

—— 沖縄愛楽園を事例として ——

桑 畑 洋一郎

1 はじめに

1.1 問題の所在

本稿は、沖縄のハンセン病療養所沖縄愛楽園において1970年代前半に起きた労使紛争を事例とし、ハンセン病療養所職員という存在の複層性を、その背景を通して考察するものである。

2001年に、らい予防法意見国家賠償訴訟において原告側の勝訴判決が出され、政府が控訴を断念したことを契機とし、日本のハンセン病政策の非人道性と、ハンセン病療養所における過酷さが、広く報道されることとなった。もちろんそれ以前から、1950年代にらい予防法改正反対運動が全国ハンセン病患者協議会（「全患協」。現「全療協」）を中心として起きるなど、ハンセン病をとりまく諸問題に対する社会的注目が集まることもあったが、近年ではまずもって2001年の国賠訴訟判決が重要な出来事として挙げられよう。また2019年にはハンセン病患者¹⁾の家族による国家賠償請求訴訟がやはり原告勝訴となり、これについても被告である政府が控訴を断念したため判決が確定したことも記憶に新しい。2003年に熊本県で起きた、ハンセン病療養所入所者への宿泊拒否事件も含めて、今もハンセン病患者に対する人権侵害の問題の深刻さと問題が現存していることが、社会的に再認識されるような出来事が定期的に起き続けている。

また後述するように、社会学やその近接領域における従来のハンセン病に関する研究は、上記したような、ハンセン病患者に対する人権侵害の歴史を病者の被害の側面から描き出そうとするものと、病者の被害には限定されない側面も含めた歴史を総体として描き出そうとするものが蓄積されてきた。言うならば、ハンセン病患者という存在や、多様な病者の生が、これまでに蓄積された諸研究によって示されてきた。その一方で、ハンセン病療養所を構成する一成員でもある療養所職員については、病者という存在の多様性が注目されてきたことに比してやや一面的に描き出されてきた。

そこで本研究では、療養所職員が、諸要因を背景とした複層性を有していたことを、沖縄愛楽園における労使紛争事例を元に描き出すことを目的とする。

なお本稿では、療養所に勤務した医師に限らず、看護師や、事務も含めた一般業務を担当した立場にあり、かつハンセン病に罹患した経験がない者を指して「療養所職

員」とする。これは第1に、療養所で勤務していた者には当然ながら医師以外の立場の者もあり、そうした人々に注目することによって職員の複層性が見えやすくなることを理由とする。第2に、ハンセン病療養所においては、病の進行程度が軽い病者や、病状が病者した病者が療養所の業務に従事することもあったため、そうした人々を本稿の分析からは操作的に除外するためである。なお言うまでもないが、このことは、ハンセン病者が療養所の業務を担っていたことの意味を軽視しているわけではなく、本稿における議論を単純化するためである。この点は本稿の限界でもあり、ハンセン病者による療養所の業務担当については、他の研究(例えば(坂田 2012)(有菌 2017)(松岡 2020) など)によって補われるべきものである。

1.2 先行研究の概観と本稿の意義

ハンセン病に関する研究は、社会学やその近接領域におけるもの限定しても相当数が蓄積されてきた。そうした諸研究を、研究における職員の扱い方を基準として分類し概観することとしたい。

まず、代表的なものが、日本のハンセン病政策の非人道性を歴史学の立場から指摘した藤野豊の一連の研究であろう(藤野 1993, 2001)。本稿で注目する療養所職員については、藤野の一連の研究においては、ハンセン病者を抑圧する側面が注目され、例えば小笠原登のように良心的かつ先進的な職員²⁾が例外的にいたことは示されるものの(藤野 2001: 301-319)、基本的には隔離政策と一体となって病者の人権を侵害していく存在として職員は描かれている。

続いて挙げられるものとしては、職員の献身性に注目し、それが隔離政策を受容させる機能を有していたことを指摘するものであろう。こうした研究としては、荒井英子(1996)や桑畑洋一郎(2006)があり、そこでは、職員は必ずしも病者に対して非人道的な姿をもって接していたわけではなくむしろ献身的な姿勢を示すこともあったこと、しかしそれが、療養所や隔離政策を善きものとして病者に認識させる機能を有していたことが指摘された。したがってこうした研究でも基本的には、職員と隔離政策との強い関連性が注目されることとなっていた。

他に職員に注目するものとしては、日本のハンセン病史において何かしらの足跡を残した特定の著名な職員に注目し、そうした個別の職員の立場からハンセン病史を記述する研究である。例えば、ハンナ・リデルやリデルが関わった回春病院に主眼を置いた論考を編んだ猪飼隆明(2005a, 2005b)や、戦後の沖縄におけるハンセン病政策を主導した犀川一夫に注目した山田富秋(2020)などが挙げられる。また藤野豊は、先にも言及した小笠原登に注目しその先進性を描いている(藤野 2016)。これらの研

究によって、特定の職員や医師の足跡を通した日本のハンセン病史が記述されてきたが、言うならば数多の一般職員がどのように療養所で存在していたのかについてはやはり注目されてはいない。

他にも、特に社会学的な研究においては、特に2000年前後より、蘭由岐子（2017）³⁾を代表に、“ハンセン病者を抑圧する職員と抑圧されるハンセン病者”といった枠組みを超えて、ハンセン病者が療養所内外でどう生きてきたのか明らかにする研究が多く蓄積されてきた（他には例えば（中村 1997, 2010, 2012, 2020; 坂田 2012; 桑畑 2013; 青山 2014; 有菌 2017; 鈴木 2020）など）。また同様に、歴史学者による、病者の被った人権侵害の歴史とは異なる歴史の側面に注目する研究もある（例えば（廣川 2011; 松岡 2020）。他方で加えて、主にハンセン病者の家族が被った被害の歴史を掘り起こそうとする研究も近年公開されている（例えば（黒坂 2015; 福岡 2018））。ただしこれらの研究によっても、相対的には病者の歴史に注目されることが多く、病者の動きに付随する存在として職員が登場することはあっても、職員——それも特に一般職員——がどのような存在であったのかはほとんど明らかにされていない⁴⁾。

以上のように、従来の研究では療養所職員は、著名な者に注目されるか、もしくは病者を抑圧する存在として一枚岩的に扱われることが多く、また、近年蓄積されてきた、“抑圧する職員と抑圧される病者”という枠組みを超えようとする研究においても、職員が療養所で何をしていたのかということについてはまだ手薄な状況である。ハンセン病療養所を構成する一成員である職員という存在がどのようなものであったのか、著名な職員に限らず一般の職員をも捉えた上でのより広い射程による分析はまだ行われていない。

しかしながら、一般の職員をも射程に捉え、職員らがどのような姿を有しそれがどう生み出されてきたのか明らかにすることは、日本におけるハンセン病史を、本来それが有していた複雑性をできるだけ保ちながら理解することにつながり、ハンセン病研究においても新たな知見を提供しうることとなると思われる。加えて、おそらく本稿では十分に考察することはできないが、そうした、職員も含めた多様な主体がどのように療養所を形成し、病者への人権侵害等の「ハンセン病問題」も含めた日本のハンセン病をめぐる現実がどのように生起していたのか、それらを生んだ社会との関連もふまえて考察することにもつながるものであり、意義深い。そこで本稿では、沖縄のハンセン病療養所沖縄愛楽園において1970年代前半に起き、複雑な事態をたどった2件の労使紛争を事例とし、事態を複雑化させた背景を分析することを通して、療養所職員が従来注目されてこなかった複層性を有していたこと、そうした複層性が、ハンセン病や療養所、あるいは職員や病者をとりまく社会背景から生じていたことを

明らかにすることとしたい。

1.3 方法

前節で述べた通り本稿では、沖縄愛楽園において1970年代前半に起きた労使紛争において関係者が用いていた論理を分析の対象とする。その際用いるデータとしては、当時の資料が掲載された資料集やあるいは労働団体の記録等の文書資料を主として用い、また、関係者が回顧的に当時を語っているインタビューデータも合わせて用いることとする。なおインタビューは、筆者自身が実施したもの1件の他には、沖縄愛楽園の記念誌に掲載されている元職員のグループインタビューを用いることとする。筆者が実施したインタビューの対象者については、インタビューデータを参照する際に付記することとしたい。

2 分析に先立って

ここでは、分析に先立って押さえておくべき基礎的なことをいくつか概観することとしたい。とは言え、ハンセン病について／沖縄のハンセン病に関する事柄全てを取り上げるわけではなく、あくまでも本稿の主題に関連することに限定して概観することとする。ハンセン病について／沖縄のハンセン病については、知られるべき重要な事柄は多くあるが、それだけに全てを紹介するだけの紙幅的余裕がないためである。

2.1. ハンセン病と療養所への忌避感

ハンセン病が周囲から嫌忌される病であり、そのことがハンセン病患者への差別や、ひいては隔離政策につながった面もあったことは既に多くの指摘がある（藤野 2001; 蘭 2017）。また、そうしたことと関連して、ハンセン病療養所自体も建設された地域で嫌忌されることがしばしばあり、沖縄愛楽園も周囲からの強硬な反対運動を受けるなど非常に困難を経験して建設された経緯がある⁵⁾。

2.2 ハンセン病患者による療養所内作業への従事

既に前章でも述べた通り、病状が軽い病者が療養所内作業に従事する事態は、日本の多くの療養所で見られることであった（例えば（坂田 2012; 松岡 2020））。沖縄愛楽園も例外ではなく、炊事作業や農作業、あるいは看護・医療補助に病者が従事することがあり、それによって幾許かの賃金を得ることができた。とは言え負担も大きく⁶⁾、業務を返上するための病者の活動が何度か展開されていた（国立療養所沖縄愛楽園入園者自治会編 1989: 271-273）。

2.3 沖縄の相対的従属性

日本には国立ハンセン病療養所が13か所あり、本稿で注目する沖縄愛楽園もその1つである。沖縄愛楽園は、沖縄が日本に“復帰”する際にそれに伴い厚生省（当時）に移管され、国立療養所となった。

ただし日本への“復帰”前後から、日本の他の療養所と比較して沖縄愛楽園が相対的に貧しく、そこに不公平が存在することがハンセン病患者からは指摘され続けてきた。なおこの指摘は、確認できる限りでは2000年代に入ってもなされ続けている（桑畑 2021）。

2.4 本稿で取り上げる第1の労使紛争：「年休問題」（1971年5月19日発生）

さて本節と次節では、本稿で取り上げる労使紛争について概観したい。ただしこれまで概観してきた関連する事柄とは異なり、本稿の主題に密接にかかわるもののため、ここからはやや丁寧に紹介していくこととする。

本稿で注目する労使紛争は2件あり、その内の1件が「年休問題」と言われるものである。これは、沖縄の日本への“復帰”を控えた1971年5月に起きたものであり、沖縄愛楽園の記念誌では以下のように述べられている。

1971年（昭和46年）5月19日、沖縄県民が日本復帰を後1年に控えて起こしたゼネストに、愛楽園職員が定員127人中20人余りかってに年休を取って参加した。犀川園長と金城庶務課長はそれを認めなかったため、それが引きがねとなって全職員が騒ぎ出した。（中略）犀川園長の不承認を押し切って年休行使で参加した一部職員（20数人）に対して園長が賃金カットの処分をしたため、職員側が執拗に撤回を要求して園長を窮地に追い込んだ。（国立療養所沖縄愛楽園入園者自治会編 1989: 326）

という経緯で発生した。なお「犀川園長」とは沖縄愛楽園の8代目園長である犀川一夫氏であり、「金城庶務課長」とは、元愛楽園の入園者で、退園後犀川園長から要請されて庶務課長となり、さらに沖縄が日本に“復帰”した後は事務長を務めた金城清正氏である。

さてこれだけであれば、ゼネスト参加を希望した職員らと、それを抑え込もうとした園長ら使用者側との紛争にすぎないのだが、これに対して入園するハンセン病患者らが反発し紛争に参入し、そのことが事態を複雑化させることとなった。やはり記念誌においては以下のように記述されている。

入園者自治会としては、園長就任を懇請し全幅の信頼を寄せている犀川園長に対し、職員たちの不当な圧力は、園長追い出しの陰謀によるものと断じ、早速園長擁護のため起ちあがると共に、日ごろの職員に対する不満を爆発させた。(国立療養所沖縄愛楽園入園者自治会編 1989: 326)

引用文中にある「日ごろの職員に対する不満」とは、「(病者に対する:筆者注) 職員の入園者軽視の言動の事例、ルーズな病棟看護の事例、共炊(共同炊事のこと。要するに食事に対する不満:筆者注)に対する不満など」(国立療養所沖縄愛楽園入園者自治会編 1989: 326)を指す。さらにこれらの不満が「入園者総決起大会」において病者らに共有され、同時に、職員らの主張が

園長追い出しがその目的であり、園長のいない職員たち本位のぐうたらな無政府状態の園を造ろうとする目的(中略)園長不在の過去一年半(犀川園長着任までに園長が決まらず不在の時期があったことを指す:筆者注)が最も楽しい、天国のようであったのは言うまでもない。なぜなら、遊んでいても月給は間違いなくもらえたからである。そこへ邪魔者の犀川園長が就任、我がまなことが出来なくなった。(国立療養所沖縄愛楽園入園者自治会編 1989: 327)

と自己本位的なものと位置付けられたことで、紛争の原因となったと見なされた職員への病者からの反発は非常に強いものとなった。さらに加えてこうした反発が「私たちの基本的人権と療養権を守るための闘い」(国立療養所沖縄愛楽園入園者自治会編 1989: 328)であり、職員らの行為を看過することは「復帰後のわれわれの療養生活と園運営、職員の処遇と増員問題などに取り返しのかかぬ一大損失を招く」(国立療養所沖縄愛楽園入園者自治会編 1989: 327)とされたこともあって、紛争に主に関わった職員らに「退職を要求」(国立療養所沖縄愛楽園入園者自治会編 1989: 326)するところまで至る。言うならば、労使紛争が、病者の権利侵害／権利保証の問題とも結び付けられ、紛争の主体が「労」「使」のみならず施設利用者たる病者にまで拡張されることとなった。結果、次章で見ることとも重なるが、「労」も「使」も、自身の主張を行うのみならず、自身の正当性を確保するためにも病者を主張の視野に取り込まざるを得なくなる。

なお紛争は最終的に、「騒動を大きくさせた」(国立療養所沖縄愛楽園入園者自治会編 1989: 328)と見なされた医官が保健所へ転勤となることで鎮静化した。

2.5 本稿で取り上げる第2の労使紛争：「不良職員追放」（1974年3月発生）

もう1件の労使紛争が「不良職員追放」（沖縄県ハンセン病証言集編集総務局編 2006: 747）運動である。1972年に沖縄が日本に“復帰”した際、沖縄愛楽園の職員らは、全日本国立医療労働組合（全医労）に加盟することとなった。そうした中、職員の配置転換に対して職員らが不合理性を感じ、それを知ることとなった全医労が、犀川園長と金城事務長に抗議の電報を送付する（全日本国立医療労働組合沖縄愛楽園支部編 1993:310）。

ただしこの全医労の動きは、不合理性を感じつつもほどほどのところで事態を収めようと考えていた全医労沖縄愛楽園支部としては寝耳に水のことであつたらしく、全医労が先走って支部の意向に沿わない抗議を行ったものと考えられるとのことである。そのことを全医労沖縄支部は以下のように回顧している。

（配置転換が起きた後:筆者注）当然問題化され、団交も持った。けれども必要な人員を配布し得ない本省に問題があるという意識が、当時の皆の脳りにあり、祖国復帰後間もない頃で、どの職場も互いに困っているから、ということで、われわれも一応妥協した。ところがその後開催された九地協（全医労九州地方協議会:筆者注）の支部長会議で、このことが問題として取り上げられた。（その結果電報が園長に打たれた:筆者注）」（全日本国立医療労働組合沖縄愛楽園支部編 1993: 304）

ともあれ園長と事務長に抗議の電報が送付され、その結果両名は「園運営に意欲を失ったとして」（国立療養所沖縄愛楽園入園者自治会編 1989: 471）辞意を表明することとなる。

こうした経緯の中で、配置転換を問題視した職員らに対し、先の紛争事例の際と同様に、病者らが反発する。当時の文章には以下のような記述がある。

沖縄救らいのため、入園者の人間回復と福祉のため、高^ママ^マな精神で挺身している園長・事務長を、道義心をうしなつた四名の職員が（中略）外部の組織の力で園長事務長の名譽を傷つけ、辞任に追い込もうとした。（沖縄県ハンセン病証言集編集総務局編 2006: 747）

すなわち、全医労沖縄愛楽園支部側に見れば意図しない寝耳に水の抗議電報が、病者からは「外部の組織の力」で「園長事務長」を「辞任に追い込もうとした」圧力として見なされることとなった。こうして、

道義心の欠如した四名の不良職員にだれが坐視しておられようか。犬でも三日飼えば飼い主の恩を忘れないと言うのに、上司を窮地に追い込むようなこの犬畜生にもおとるような忘恩の道義心の欠けた四名の不良職員にどうして入園者の生命をあずけ療養権がまかされようか。(沖縄県ハンセン病証言集編集総務局編 2006: 747)

といった形の苛烈な非難が病者から出され、「不良職員追放」運動が発生することとなる。ここでも第1の紛争と同様に、労使紛争に施設利用者としての病者が介入することとなっていったわけである。

事態は、入園者側から厚生大臣に「四名の解任要請書」(沖縄県ハンセン病証言集編集総務局編 2006: 749)が出されるところにまで発展するが、最終的には1975年の4月に、全国ハンセン氏病患者協議会の小泉義之会長が仲介することで和解に至った(全日本国立医療労働組合沖縄愛楽園支部編 1993: 310)。

3 分析

ここからは、前章で見た2件の紛争事例が複雑化した背景を、いくつかの要素に分けて、単純なものから順に分析していくこととしたい。

3.1 「不良職員追放」紛争における全医労の頭ごなしの介入

2件目の紛争事例に限定してのことであるが、これが複雑化した背景の内最も単純なものは、全医労が愛楽園支部の頭ごなしに抗議の電報を送付したことであろう。これは既に述べたように、愛楽園支部としてはほどほどのところで事態を収拾させようと考えていたのだが、全医労が支部の意図を無視する形で園長らに抗議の電報を送ってしまったことによって生じた。このことが園長らの態度を硬化し、辞意表明にまでつながったことは既に述べた通りであり、こうした頭ごなしの介入や、それを招いた愛楽園支部と全医労との意思疎通のなさがまずもって背景として考えられるだろう。もちろんこうしたことの背景には、沖縄が日本に“復帰”した直後であり、愛楽園支部が全医労に加盟したばかりであったがために、意思疎通が上手くいかなかったということもあると思われる。

3.2 職員の業務に対する病者の不満と、それを基盤にした紛争への介入

続いてここからは、やや複雑な背景の分析に入っていきたい。既に見たように、特に1件目の紛争においては、紛争を起こした職員の業務に対する病者からの不満が提

示され、それが共有されることで職員に対する病者からの反発が高まり、紛争に病者が介入することとなっていた。具体的な不満としては、既に引用したように、「職員の入園者軽視の言動の事例、ルーズな病棟看護の事例、共炊に対する不満など」（国立療養所沖縄愛楽園入園者自治会編 1989: 326）であった。つまりは、職員の働きぶりに対して病者は不満を持っており、それが病者による紛争への介入を呼んだというわけである。これも既に引用した文章だが、職員らの働きぶりは「ぐうたら」と形容されるものであり、職員らが園長らを批判したのは、そうした状況をより進展させるために園長らを「追い出し」、「園長のいない職員たち本位の（中略）無政府状態」「遊んでいても月給」（国立療養所沖縄愛楽園入園者自治会編 1989: 327）がもらえるような状況を招こうとするためと認識された。

実際に職員らの業務遂行状況が「ぐうたら」であったのかどうかは判然としないが、少なくとも職員らの業務に対し病者は不満を持っており、そこから職員らの主張の不当性が認識され、結果として病者が紛争に介入することとなっていた。こうした、従来からの不満感を元にした病者の介入が、事態を複雑化させていくこととなった。

3.3 犀川園長らへの病者からの期待感と信頼感

続いての背景としては、犀川園長らに対する病者からの期待感と信頼感の高さが挙げられると思われる。これも既に引用した文中に「園長就任を懇請し全幅の信頼を寄せている犀川園長」（国立療養所沖縄愛楽園入園者自治会編 1989: 326）あることが示唆するように、犀川園長は病者側からの懇願を受けて園長に就任した人物である。沖縄愛楽園の記念誌にも「1971年（昭和46年）1月18日、入園者が大きな期待と関心をもって切望していた犀川博士が、長い間園長不在であった愛楽園の第8代園長に就任した」（国立療養所沖縄愛楽園入園者自治会編 1989: 322）とあるように、当時しばらくの間沖縄愛楽園には園長がおらず、そのことに対して病者らは不安と不満を募らせていた。当時入園者自治会が発行していた文芸誌の編集後記にも、

昨年七月末、前園長の湊治郎先生が辞任されて以来、園長不在のまま、すでに一年余を経過している。入園者自治会では、後任園長を早急に任命してもらうように、関係当局に訴えつつけているが、いまだに、その実現を見ないのである。それに本年一月からは、医務課長も空席といったありさまである。（沖縄愛楽園入園者自治会文化部編集室編 1970: 67）

とある。つまりは、こうした中ようやく園長となってくれた犀川一夫氏らを「窮地に

追い込んだ」(国立療養所沖縄愛楽園入園者自治会編 1989: 326) 職員に対して、病者らは強く反発をしたというわけである。さらに2件目の紛争においてはさらに、園長と事務長が辞意を表明したため、病者らはますます強く「不良職員」に反発する。

3.2で示したことに加え、このことも病者の介入を招いた要因の1つであり、こうして病者が紛争に介入したことによって、紛争が複雑化することとなった。

3.4 全医労愛楽園支部に対する犀川園長らの思い

犀川園長らが全医労愛楽園支部の活動を快く思っていなかった可能性も、複雑化の背景として考えられる。これは、全医労愛楽園支部側は「不良職員追放」紛争の際の犀川園長らの動きについて以下のように回想している。

抗議は組合の常である。無視する(犀川園長らが抗議の電報を無視するということ:筆者注)なり、現場では解決した旨の知らせをして、ことを済ますこともできたのではなかったか。その間には、支部当局も打つ手はいくらでもあった筈である。それを園長、事務長が、いきなり「意欲を失った」というのろしを打ち上げて、入園者の皆さんの出番を作った。意図的であったわけである(全日本国立医療労働組合沖縄愛楽園支部編 1993: 319)

つまりは、病者らの反発を招くための辞意表明であったのではないかと全医労愛楽園支部側は見ているわけだが、上掲引用文に続く以下のエピソードを見ると、これは全く根拠がないことでもないようである。

本来ならば、入園者は雨風にもあてず、力を尽くして守り療養させるべきである(「不良職員追放」を園内で展開している病者を指して、そうしたことを放置するのは療養の観点上良くないと指摘している:筆者注)。ところが、反対にたきつける行為が犀川園長にあった。班長、係長会議で私(当時医事班長をしていた鳥袋氏の回想である:筆者注)が「あの“不良職員辞めろ”のプラカードは、五時半としては外来者に見られて恥ずかしい。園長、事務長を通して、自治会に撤去して貰うよう、申し入れることはできないものだろうか」と、当然の発言をしたことをとらえて、犀川園長は私を園長室に呼んで、「組合はそのままでもいいのか」となじり、T入園者自治会長を呼ばせ、「鳥袋がこんなことを言っているよ」とたきつけた。すると、T会長「園長先生に反対する者は誰だって赦しませんぞ」と物凄い形相で私をにらんだ。(全日本国立医療労働組合沖縄愛楽園支部編 1993: 319-320)

このように、全医労愛楽園支部の回想にのみ依拠した推測ではあるが、犀川園長らは全医労愛楽園支部の活動を快く思っておらず、病者らの介入をむしろ招こうとしていたとの指摘もある。すなわち、3.2と3.3で見たような病者の介入は、犀川園長らがむしろ意図したことであり、少なくとも犀川園長らは病者の介入を止めようはしなかった。こうしたことも、事態を複雑化させた要因の1つであると思われる。

3.5 病者の権利との衝突

続いて取り上げる背景は、全医労愛楽園支部という労働組合の活動、即ち労働者の権利獲得運動が、病者の権利と衝突すると認識されていたというものである。これは、当時職員に対して反発を見せていた病者らが用いていた論理に象徴的に現れている。既に引用したように、1件目の紛争事例の際、病者らは職員らを批判することを「私たちの基本的人権と療養権を守るための闘い」（国立療養所沖縄愛楽園入園者自治会編 1989: 328）と位置付けていた。すなわち、職員たちの労働運動を批判し、職員たちから攻撃されている園長を擁護することは、自身の権利を守るための行為であると病者たちは主張している。これは2件目の紛争事例でも同様であり、それは以下に引用する、当時病者らが展開した主張に典型的に現れている。

本土並みの福祉向上を目指している六百五十名のわれわれが必要なのは、(イ)奪われている人権の回復。(ロ) 沖縄のハンセン氏病の解決。(ハ) もえる愛情の日を柱として働いておられる園長はじめ、管理者、医労者、入園者相互に励まし合い、支え合っていく友情こそ大切であると考えるので、園長・事務長が辞めるのではなく、事件の発生を作り出した職員を辞めさせるべきだと思う。(沖縄県ハンセン病証言集編集総務局編 2006: 750)

福祉職場で働く職員の場合は、あくまでも受益者の福祉を優先して働くのが当然だと思う」。園内の平和を乱す職員は私達の島で働く事は絶対に許す事は出来ない。職員を多くすれば私達愛楽園にも福祉が充分に受けられると思って、職員増員運動に力を入れてきたが、職員が多くなればなるほど問題を多く作り（中略）勝手なやり方をする。(中略) 縁で働く職員は入園者のこと、不自由な方に対しては手となり、足となり目となって心から働いてくださることが基本姿勢である。自分は福祉職場で働く職員であるという自覚のもとに働くべきである。誤った事をしておきながら反省の色もない四人の職員は愛楽園に必要ではない。早く他の職場へ転勤せよ。(沖

このように、職員らの動きは——それは労働者の権利獲得運動でもあるのだが——患者らの「療養権」も含めた人権を毀損する行為であり、「福祉職場」においては許されないものであるとする論理が見られた。こうした、権利と権利の衝突が起きていると認識されたことによっても患者の介入が促進されることとなっていた。この点もまた、紛争を複雑化させた背景の1つとして考えられる。

3.6 スティグマであり好条件職でもある愛楽園勤務

一方、園長たちを批判した職員らの側にも、紛争が複雑化した経緯を理解するために押さえておくべき背景があると思われる。それは、愛楽園で勤務することがスティグマ⁷⁾となり、同時に好条件職でもあったというものである。

当時の愛楽園職員らが集った座談会での回想によると、沖縄愛楽園が建設された名護市屋我地済井出地域は、周辺地域から差別されることがあったとされる。

愛楽園があったので、コザや那覇（いずれも沖縄本島の都市:筆者注）に行った時に屋我地出身とは言えなかったんですね。屋我地地域にも差別あるわけよ。「やがじゃー(屋我地の間人:筆者注)」って。どこ出身かってなったら、こりゃあ言っちゃいけないことかなと思って、羽地（屋我地近隣の他地域:筆者注）出身と言っていたわけ。(中略) 親が愛楽園で働いているという差別もあった。⁸⁾ (沖縄愛楽園自治会編 2020: 141-142)

すなわち、沖縄愛楽園が建設された屋我地済井出地域は他地域から差別の対象となり、また、沖縄愛楽園で働く職員も愛楽園で勤務することがスティグマとなっていた。

しかし一方で、沖縄愛楽園職員という職業は、沖縄において好条件職であったことも指摘されている。やはり座談会での回想において、上掲引用文で発言している方は「差別はされたけど、愛楽園に勤めると収入源はあったんで、結果的には良かったわけよ」(沖縄愛楽園自治会編 2020: 143)と述べている。他のやはり済井出地域出身の職員も同様に、「愛楽園があったから済井出は裕福になっています」⁹⁾ (沖縄愛楽園自治会編 2020: 146)と座談会では述べる。さらに重ねるが、先に引用した済井出地域出身者¹⁰⁾は、当時の状況を「愛楽園につとめると身分保障されていたんで、多いによるしかったわけですよ。自分で公務員試験受けてなれるかっていたら半分以上はなれないからな」(沖縄愛楽園自治会編 2020: 143)と述べている。すなわち、第1に周

困から差別されていた済井出地区において愛楽園はその原因となった施設であり、第2にその一方で愛楽園職員というのは安定性においても条件面でも相対的に好条件であった。以上のような、言うならば愛楽園職員という職業そのものに元々複層性が備わっていたと思われる。

さらに加えて別の要素も複層性を増すこととなっていた。当時済井出地域出身の職員は多くが療養所によって直接採用された、いわゆる地域採用職員のような立場であった。

たとえば筆者がインタビューをした男性も、済井出地域出身で1965年ごろに高校を卒業し、日本本土で飯場を転々としながら暮らしていたが、沖縄海洋博の開催を機に、海洋博の特需を充てにして愛楽園職員が相当数辞職し職員に相当数空きが出たため、愛楽園に臨時職員として勤務を始め、そのまま33年間勤務したことを語る（2006年3月29日に行ったインタビューより）。また、先ほどから引用している座談会においても、

（愛楽園につてを使って入り込んで:筆者注）看護婦さんの服とかアイロンがけをしたりしていたら、事務長が信用してくれて、「今度、炊事場ができるから君は向こうに行きなさい」と言われて、炊事場で働くことになりました。¹¹⁾（沖縄愛楽園自治会編 2020: 149)

と語る元職員がいる。このように、好条件職であった愛楽園職員に採用してもらったという思いが労働運動を展開した側の職員にあり、紛争の複雑化——これについては長期化や激化という意味での複雑化ではなく、言うならば一般的な労働運動とは共通しないややこしさ——を招いたのではないだろうか。「愛楽園職員は恵まれた職である」という意識が職員側にあるために労働運動として活性化することがなく、一方で、採用試験に依らず一本釣りのような形で職員として採用したという実態もまた存在していたために、職員らの要求に園長たち¹²⁾や病者が抵抗・反発したという背景があるように思われる。こうしたことは、やはり元職員が、

その当時（“復帰”直後の話なので、まさに紛争の時期:筆者注）、労働組合ができて施設と交渉して、確認書・覚書交わしています。そのときの勤めだして分かることもあるんですけど、この屋我地は国民所得がすごくいい。愛楽園が出来て、働くところが出来て、現金収入だから、生活に潤いを持っている。¹³⁾（沖縄愛楽園自治会編 2020: 150)

と述べることからもうかがえる。こうした、愛楽園職員という職業そのものの持つ特性が、本稿で取り上げた紛争を複雑化させることともなっていたと思われる。

4 おわりに

最後に、本稿で見てきたことをまとめた上で、考察を加えて本稿を閉じることとしたい。

本稿では、沖縄が日本に“復帰”する時期に沖縄のハンセン病療養所沖縄愛楽園で起きた2件の労使紛争を事例とし、それを複雑化させた背景について分析を加えてきた。結果、2件の労使紛争が複雑化した背景としては、全医労の頭ごなしの介入・病者の不満とそれを基盤にした紛争への介入・園長らへの病者からの期待感と信頼感・労働運動に対する園長らの思い・病者の権利との衝突・愛楽園職員という職業の複層性という6つの要素が析出された。こうした要素が相互に絡み合い、関係する各主体——労働者である職員、使用者である園長ら、利用者である病者——らの位置取りを決め、紛争が複雑化していったと思われる。

さて、こうしたことが、ハンセン病研究にどのような知見を提供するのだろうか。本稿冒頭で先行研究を概観したように、従来の先行研究において職員はそれほど注目されず、言及された場合も、病者を抑圧し隔離政策に加担する立場として記述されるか、あるいは、特定の著名な職員の姿が照射されるに留まってきた。

しかし本稿で明らかになったように、職員という存在は、単に病者を抑圧する立場だけを取るものではなく、労働者性を有すものであり、その労働者性において使用者である園長とは異なる立場——対立すると言ってもいい——を取る存在でもあった。また関連して病者も、単に職員に抑圧される立場としてだけではなく、職員らの労働者性の主張に対して自らの権利をぶつける存在でもあり、園長らの存在と職員らの存在とを、自らの人権保障の観点から比較衡量し、より必要な方の立場に立つといったしたたかさを持つ存在であった。さらに園長らも、単に病者を抑圧する存在であるか、あるいは病者に対して協力的な存在であるかといったことを超え、労働運動の勢いを抑えることを意図して病者を紛争の当事者として巻き込むといった方法を取る、これまたしたたかさを持つ存在であったことが見えてきた。こうしたことそれぞれの是非の判断は本稿では行わないが、ハンセン病療養所を構成する各主体も、こうした、その場その場に応じて自らの合理性の元で動く存在であり、かつそうした合理性の判断が、それぞれの主体が抱えた背景によって規定されていたことが本稿から見えてきた。こうした、ハンセン病療養所を構成する各主体の——特に本稿においてはこれまでほとんど注目されてこなかった職員の——複層性を明らかにし、その複層性の中で

日本のハンセン病療養所がどのように運営されていたのか考察することに寄与しうる点で、本稿で明らかになったことは意義があると言えよう。

一方本稿は、あくまでも特定の時期の特定の地域の療養所における事例を元に考察したものであり、「関係者もそれほど一枚岩ではない」という本稿が示した知見はそれなりに普遍性があるとは言え、その背景については時代や場所が変わればまた変わるものであろう。この点で、さらに別事例を通した考察が必要となる。また加えて、本稿は、文書資料を中心に分析したものであるため、インタビュー調査でさらなる詳細を探るとまた異なる様相が見えてくる可能性も高い。こうした課題を意識しながら、調査を継続していくことが今後必要となる。

注

- 1) 本稿では、固有名詞や引用文を除いて、「ハンセン病患者」という表現を用いる。これは、病の医学的側面のみならずその社会的・文化的側面に注目し、病んだものが、病をとりまく社会・文化的影響力の下で——たとえ病そのものが治癒したとしても——生きていくことを重視しあえて「病者」という呼称を用いた蘭(2017: 67-70)の研究に鑑みてのことである。
- 2) ただし小笠原登は、藤野が注目している時期は京都大学医学部の助教授を務めており、戦後ハンセン病療養所で勤務もしているが、本稿で注目する意味での療養所職員とはやや異なる立場にある。
- 3) なお、記載した書誌情報は新版のものであるため2017年発行となっているが、元の書籍が出版されたのは2004年である。
- 4) こう書いたが、これらの研究がハンセン病患者に主眼を置くのは研究目的上当たり前のことであり、ないものねだりであることは間違いない。
- 5) なお沖縄愛楽園建設に至る過程の詳細な分析を中村文哉(1997, 2010, 2012)が行っている。
- 6) さらにそもそもを言えば、病気を患って「療養」している者が療養する場の業務に従事するのは本来の形ではなく「不合理な忍従」(国立療養所沖縄愛楽園入園者自治会編 1989: 272)であるという感覚も病者の中にはあった。
- 7) スティグマとは、E.ゴッフマンによる概念であり、人が持つ特定の経験や属性に対して社会的に押される負の烙印のことを指す。スティグマは社会的に付与されるものであり、ゴッフマンは今ことについて「彼が直接に接している〔対人関係／集団／社会〕より広い社会(中略)から得た基準によって、彼は他人が何を自

分の欠点とみているかをひしひしと感じている」(Goffman 1963=2001: 22) と述べている。

- 8) 発言者は済井出地域出身の男性で、1941年生まれの方。妻が1974年から2004年の間愛楽園職員を務めた。
- 9) 注8で言及した男性の妻。
- 10) 注8の男性。
- 11) 1936年生まれの済井出地域出身の男性で、1955年から1973年の間愛楽園で勤務。妻も元職員であった。
- 12) 加えて、座談会における語りからは、協力的な職員に対しては園長らが庇護的であったという回想も見られる(沖縄愛楽園自治会編 2020: 149)。
- 13) 1954年生まれの済井出地域出身の男性で、1974年から2012年まで愛楽園で勤務した。

※本研究はJSPS科研費 JP20H01589 (研究代表者: 蘭由岐子) の助成を受けたものです。

文献

- 青山陽子, 2014, 『病いの共同体——ハンセン病療養所における患者文化の生成と変容』新曜社.
- 荒井英子, 1996, 『ハンセン病とキリスト教』岩波書店.
- 蘭由岐子, 2017, 『「病いの経験」を聞き取る〔新版〕——ハンセン病者のライフヒストリー』皓星社.
- 有菌真代, 2017, 『ハンセン病療養所を生きる——隔離壁を砦に』世界思想社.
- 藤野豊, 1993, 『日本ファシズムと医療——ハンセン病をめぐる実証的研究』岩波書店.
- , 2001, 『「いのち」の近代史——「民族浄化」の名のもとに迫害されたハンセン病患者』かもがわ出版.
- , 2016, 『孤高のハンセン病医師——小笠原登「日記」を読む』六花出版.
- 福岡安則, 2018, 『「こんなことで終わっちゃあ、死んでも死にきれん」——孤絶された生／ハンセン病家族鳥取訴訟』世識書房
- Goffman, Erving, 1963, *Stigma: Notes on the Management of Spoiled Identity*, Prentice-Hall, Inc. (= 石黒毅訳, 2001, 『スティグマの社会学——烙印を押されたアイデンティティ(改訂版)』せりか書房.)
- 廣川和花, 2011, 『近代日本のハンセン病問題と地域社会』大阪大学出版会.
- 猪飼隆明, 2005a, 『「性の隔離 (セックス・セグリゲーション)」と隔離政策』熊本出

- 版文化会館.
- , 2005b, 『ハンナ・リデルと回春病院』 熊本出版文化会館.
- 金城清正, 1971, 「運営のポイントは“人の和”——よい療園づくりに励みたい」 沖縄愛楽園入園者自治会文化部編集室編 『愛楽』 36: 12-4.
- 国立療養所沖縄愛楽園, 2021, 「園長あいさつ」, 国立療養所沖縄愛楽園 (2021年4月30日 取得, https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/hansen/airakuen/site/greeting.html).
- 国立療養所沖縄愛楽園入園者自治会編, 『命ひたすら療養50年史』 沖縄愛楽園入園者自治会.
- 黒坂愛衣, 『ハンセン病家族たちの物語』 世識書房.
- 桑畑洋一郎, 2006, 「ハンセン病と〈家族主義〉——〈家族主義〉が導く帰結と、病者による受容の理由」 『西日本社会学年報』 5: 81-94.
- , 2013, 『ハンセン病者の生活実践に関する研究』 風間書房.
- , 2021, 「ハンセン病者の運動における差異化と同一化——沖縄愛楽園を事例として」 『山口大学文学会志』 71: 33-56.
- 松岡弘之, 2020, 『ハンセン病療養所と自治の歴史』 みすず書房.
- 中村文哉, 1997, 「沖縄におけるハンセン病問題——その生活誌からみるもうひとつの沖縄」 『立命館大学人文科学研究所紀要』 68: 259-291.
- , 2010, 「屋部〈隔離所〉時代の青木恵哉——〈自由の地〉として〈もう一つのシマ社会〉を拓く営み」 『山口県立大学社会福祉学部紀要』 16: 11-28.
- , 2012, 「シマ社会に挑む〈闘う病友たち〉と青木恵哉——大堂原「占拠」の展開と顛末」 『山口県立大学社会福祉学部紀要』 18: 21-54.
- , 2020, 「愛楽園開園以前の沖縄ハンセン病患者たちの現実と青木恵哉」 『解放社会学研究』 33: 71-94.
- 沖縄愛楽園自治会編, 2020, 『うむいちなじ——改正ハンセン病問題基本法までの三十年』 沖縄愛楽園自治会・国立療養所沖縄愛楽園.
- 沖縄愛楽園入園者自治会文化部編集室編, 1970, 『愛楽 35号』.
- 沖縄県ハンセン病証言集編集総務局編, 2006, 『沖縄県ハンセン病証言集資料編』 沖縄愛楽園自治会.
- 坂田勝彦, 2012, 『ハンセン病者の生活史——隔離経験を生きるということ』 青弓社.
- 鈴木陽子, 2020, 『「病者」になることとやめること——米軍統治下沖縄におけるハンセン病療養所をめぐる人々』 ナカニシヤ出版.
- 山田富秋, 2020, 「沖縄におけるインテグレーション政策の試み——犀川一夫医師に

着目して」『解放社会学研究』 33: 48-70.

全日本国立医療労働組合沖縄愛楽園支部編, 1993, 『支部結成二十周年記念誌——労働命の輪』 全日本国立医療労働組合沖縄愛楽園支部.